

税以外の未収金にかかる用語について

- ・ 「整理」とは、債権の消滅等により徴収不能となった未収金について、決算上の処分である「不納欠損処理」を行うことであり、目標においては見込みのあるものを計上している。
- ・ 「公法上の債権（公債権）」とは、法律・条例に基づき、公権力の行使を伴い発生した債権である。
このうち地方税等の滞納処分の例により強制徴収ができるものについては「公債権（強制徴収）」、そうでないものは「公債権（非強制徴収）」と分類している。
- ・ 「私法上の債権（私債権）」とは、公法上の債権以外で、契約等により発生した債権である。